

## 第41回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和5年5月29日

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 会議に先立ちまして、事務局から、基本計画策定・推進専門委員等会議における議長につきまして、御説明いたします。

これまで、飛鳥井構成員が議長を務められておりましたが、本年5月3日付で、専門委員及び議長を御退任されました。本会議の議長につきましては、犯罪被害者等施策推進会議決定におきまして、構成員の中から、国家公安委員会委員長が指名するとされておりますところ、本年5月の有識者構成員の改選に併せまして、新たな議長には太田構成員が指名されました。

したがって、本会議の以後の議事進行につきましては、太田議長にお願いすることといたします。

○太田議長 それでは、ただいまから第41回「基本計画策定・推進専門委員会等会議」を開催いたします。

本日の会議はウェブ会議システムを利用して開催しております。警察庁の会議室には私のほか、警察庁の構成員、事務局が出席しております。その他の方々は、ウェブ会議システムを利用して御出席いただいております。なお、野坂構成員と川崎構成員におかれましては、会議を欠席されるとの連絡を頂戴しております。

私でございますが、このたび本会議の議長に指名されました慶應義塾大学の太田でございます。

後ほど警察庁から御説明いただきますけれども、これから、通常の犯罪被害者等基本計画の評価、見直しに加えて、早急に整備すべき被害者支援の施策が自民党のほうから示されてきて、その検討を行っていく必要がございます。

議長の任は誠に重責でありまして、身の引き締まる思いではございますけれども、被害者支援の諸施策が一層よりよきものとなるよう、精いっぱい尽力するつもりでおりますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、冒頭に事務局から説明をいただきましたけれども、本年5月に本会議の有識者構成員の改選が行われまして、新たに構成員になられた方がいらっしゃいます。そこで、新たに構成員になられた方から一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思います。

それではまず、前田構成員からお願いをいたします。

○前田構成員 福島県立医科大学の災害こころの医学講座を主宰しております前田と言います。医学部では非常に珍しい災害やいろいろなトラウマのケースに関して、臨床や研究をしている講座になります。

私は、飛鳥井先生の後任として、この会議に出席することになりました。職種としては精神科医でございます。講座の大きな研究の目的としては、災害被災者への支援ということが一番中心にやっているんですけども、通常の臨床では、ほとんど犯罪被害者の治療

に取り組んでいまして、前任は福岡だったんですけど、そこでは福岡犯罪被害者支援センターの立ち上げからずっと関わっていました。

今日初めての出席なので、皆様の議論を拝聴しながら、私の考えもまたお話ししていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○太田議長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、島村構成員、お願いいたします。

○島村構成員 立教大学法学部の島村暁代と申します。

私の専門は労働法と社会保障法になりまして、犯罪被害者支援については、今回ほぼ初めて勉強させていただくことになります。そのため、素人で、いろいろと皆様の足を引っ張ってしまうかと思うのですが、どうぞよろしく願いいたします。

○太田議長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、假谷構成員、よろしく願いいたします。

○假谷構成員 假谷です。オウム真理教により殺害された目黒公証役場事務長の遺族、假谷実と申します。

昨年3月に新あすの会を設立して、被害者の被害の回復に向けた活動をしています。その背景は、基本法の趣旨に基づいた被害の回復のための施策が十分に進んでいないことや、受けられるべき支援が届かないことなど、苦しみ続けている被害者の実態を把握したからです。その実態などを自民党のPTへ訴えております。今般、自民党PTの提言には、困窮している被害者の実態、課題解決策など、私たちの訴えの多くが盛り込まれております。基本法の趣旨、被害者の実態を踏まえて、解決方法を建設的に議論する覚悟でこの場に臨んでいます。よろしく願いいたします。

○太田議長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして、引き続き有識者構成員を務めていただきます方からも、一言ずつ御挨拶を頂戴したいと思います。

まず、和氣構成員からお願いいたします。

○和氣構成員 皆様、こんにちは。全国被害者ネットワーク理事の和氣でございます。

私は、2000年、飲酒居眠り運転の職業ドライバーによって、19歳の娘の命を奪われた被害者でもあります。平成17年から、被害者支援センターとちぎのほうで、犯罪被害者に直接支援をさせていただいてきておりまして、本当に被害者の生の声を聞きながら、今現在も支援のお手伝いをしているところです。

今回の自民党のPTにより御提案いただいたことに関して、心から感謝申し上げたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○太田議長 よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして、正木構成員、よろしく願いいたします。

○正木構成員 正木です。皆さん、こんにちは。私は神戸で弁護士をしております。

一言ちょっと申し上げますと、兵庫県では、ようやく今年の4月1日に、特化条例が制

定されて施行されるということになりました。去年から条例検討委員会を立ち上げていたわけですが、会長を務めさせていただいております。ちょうど審議中に、最高裁の記録廃棄問題が起りまして、同じく委員を務めていただいております中に土師さん、神戸の連続児童殺傷事件の被害者の御遺族がいらっしゃいました。そこで、検討委員会では、被害者の視点に立って、神戸家庭裁判所と最高裁に要望を提出いたしました。今回、有識者会議、第三者委員会からの報告が上がったということで報道されていますけれども、その報道を見る限り、被害者の視点についての言及がなされているのかどうか非常に怪しいところなので、ちょっと残念に思っています。

今後も被害者支援についての取組に尽力したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○太田議長 よろしくお願いいいたします。

それでは、次、伊藤構成員、よろしくお願いいいたします。

○伊藤構成員 伊藤と申します。上智大学で長いこと教鞭を執っております。専門は社会福祉です。中でも司法福祉と被害者支援について研究を続けております。

第3次、それから、第4次基本計画の専門委員として、その策定に携わらせていただきました。研究の一環として最近も被害者の方々にインタビューをさせていただきました。第4次基本計画をもって、かなり国としての被害者支援のスキームは出来上がってきたと言われていますが、まだまだ不十分な点が多く、もっと施策の面で改善する必要がある、それから、被害者のところにきちんと届くような支援にしていかななくてはいけないということを感じております。

微力ですが、被害者支援の拡充に向けて、尽力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○太田議長 よろしくお願いいいたします。

続きまして、滝沢構成員からよろしくお願いいいたします。

○滝沢構成員 中央大学法科大学院で刑事訴訟法を担当しています滝沢誠と申します。よろしくお願いいいたします。

○太田議長 どうもありがとうございました。

それでは、武構成員、よろしくお願いいいたします。

○武構成員 こんにちは。武るり子と言います。私は、少年犯罪で、大切な子供や家族を殺された遺族の会をしています。26年目になります。どうぞよろしくお願いいいたします。

○太田議長 よろしくお願いいいたします。どうもありがとうございました。

関係府省庁の構成員の方々におきましても、御本人あるいは代理の方に御出席をいただいております。何とぞよろしくお願いいいたします。なお、本年4月にこども家庭庁が発足いたしまして、こども家庭庁の方が新たに構成員となられ、本日の会議にも御出席いただいております。

それでは、本日の議事及び配付資料について、事務局から説明をお願いいいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。本日の議事及び配付資料について説明させていただきます。

まず、議事次第を御覧いただければと思います。本日の議題は、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」になります。

資料は1、2の2種類ございます。

資料1は、政府として犯罪被害者等施策を一層推進していくために今後実施する取組をまとめたものでございまして、犯罪被害者等施策推進会議で決定することを予定しております。

資料2は、自由民主党・政務調査会・司法制度調査会の下に設置されております「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」において取りまとめられ、自由民主党・政務調査会において了承された提言になります。

参考資料につきましても、1、2の2種類ございます。参考資料1は構成員の名簿になります。参考資料2は、前回の会議後に構成員の皆様からいただいた御意見・御質問や御質問に対する回答を取りまとめたものになります。

事務局からは以上になります。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは早速でございますけれども、議題に入りたいと思います。議題につきましては、取りまとめであります警察庁より御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） こんにちは、警察庁で担当の審議官をしております佐野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、「犯罪被害者等施策のより一層の推進について」でございます。政府においては、犯罪被害者の方々の声や自由民主党の提言などを受け、今後実施する取組を取りまとめたところでございます。それが資料1でございます。6月上旬に開催する方向で調整中の犯罪被害者等施策推進会議で決定される方向となっております。

まず、自由民主党の提言である資料2から説明させていただきます。「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」においては、支援者、被害者御遺族、有識者などからヒアリングを行い、そしてまた、関係府省庁からの説明を経て、主として経済的支援に関して議論が行われたところでございました。その結果、取りまとめられた同提言は、4月下旬に、自由民主党の政務調査会において了承を得たと承知しております。

内容について、簡単に以下、説明させていただきます。

1点目は、経済的支援の強化として、犯罪被害給付制度の抜本的強化を挙げております。具体的には、給付金の算定方法の見直しと仮給付制度の運用改善を求める内容となっております。

2点目は、法的支援の拡充として、被害者支援弁護士制度の創設を求めています。

3点目は、司令塔機能の強化ということで、具体的には、国における司令塔機能の強化、

地方における途切れない支援の提供体制の強化、それらの支援を被害者の方々の負担を軽減しつつ、より円滑に届けていくためのDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、そして、犯罪被害者等の方々のための制度等の拡充を求めるものでございます。

続いて、資料1について説明させていただきます。資料1は、先ほど申し上げましたように、政府において今後実施する取組がまとめられたものでございます。自民党の提言の各項目に対応した構成となっております。

1点目は、提言の1本目の柱に対応しており、犯罪被害給付制度の抜本的強化についてでございます。算定方法を見直すことによる給付水準の大幅な引上げや仮給付制度の運用改善に関して検討を行い、その結果を施策に反映させていくというものでございます。給付水準の引上げについては、新たに有識者会議を設置して1年以内をめどに討論して、議論していく一方、仮給付制度の運用改善につきましては、より早期にできるだけ多くの給付ができるよう、都道府県警察に対し、速やかに指示を行っていきたいと考えております。

2点目は、提言の2本目の柱に対応しているものでございますが、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設に向けて検討を行い、それを施策に反映させていくというものでございます。これについては、1年以内をめどに法務省において検討を行い、施策の実施に結びつけていくということになっております。

3点目は、提言の第3の柱に対応しており、国における司令塔機能の強化についてでございます。国家公安委員会・警察庁が総合的な調整を十分に行うこととし、そのために警察庁の体制を強化するほか、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催し、同会議を活用するなどして、犯罪被害者等施策の進捗状況の点検・検証・評価等を行っていくというものでございます。これも我々警察庁のほうで速やかに準備に移っていきたいと考えております。

4点目は、地方における途切れない支援の提供体制の強化であります。ワンストップ化の実現に向けて、地方公共団体における総合的対応窓口等の機能の強化や関係機関・団体との連携・協力の一層の充実について、国による支援を含め検討を行うとともに、より円滑な支援の実現に向けて、DXの活用に関しても検討を行い、施策に反映させていくというものでございます。この点については、この専門委員等会議の皆様のお協力を得て、検討を進めたいと考えております。今後、この点について会議を何回か開催して、議論を重ねることとなると見込まれますので、御多忙のところ恐縮でございますが、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

最後5点目は、犯罪被害者の方々のための制度の拡充等でございます。犯罪被害者の方々の御家族、御遺族の方々も利用し得る各種社会保障・社会福祉制度等について、関係機関・団体に通知を発出するなどして、犯罪被害者の方々に配慮した取扱いを行うように要請する、あるいは、犯罪被害者の方々も利用し得ることを周知するというものでございます。これにより、犯罪被害者の方々が適時的確に必要な支援を受けられるようにしていきたいと考えております。今後、各制度について、関係各省庁において確実に通知を行っ

ていく一方、我々のほうからも支援者側に通知を行って、必要とされる支援の的確な提供に結びつけたいと考えております。

また、犯罪被害者の方々に対する質の担保された治療としてのカウンセリングの保険適用の改善につきましては、中央社会保険医療協議会において、令和6年度診療報酬改定に向けて議論を行い、その結果を施策に反映させるということになっております。以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

本日の議題につきましては、有識者構成員からあらかじめ御質問・御意見をいただいております。そこで、改めてこの場で御質問・御意見をいただいた上で、関係府省庁に御回答いただきたいと思います。有識者構成員からの質問や御意見等と関係省庁からの回答は、ただいまの資料1の「犯罪被害者等施策の一層の推進について(案)」の項目ごとに進めていきたいと思っております。

それでは、まず第1点目の「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」について、御質問いただきました正木構成員からお願いをいたします。

○正木構成員 正木でございます。まず、質問ですけれども、ただいまも御説明いただきましたけれども、推進会議の決定案では、給付水準の大幅な引上げということはございませぬけれども、どこまで引き上げるのか、特に自民党さんから提言のありました判決を見据えた、損害賠償額を見据えた金額ということに関する言及が全くございません。自民党の提言では、民事訴訟における損害賠償額を見据えた改定となっておりますが、それについて全く言及がないのはどういうことなのかということなんです。

それから、犯給法の改正ということなんですけれども、犯給法というのは趣旨が共助ということになっております。この共助という趣旨から、金額についてどの程度まで上げることができるかと考えておられるのか、趣旨を変えないまま、どの程度まで金額を上げていくことが可能なのか。民事訴訟をにらんだ額、損害賠償額を見据えた額まで上げることは可能なのか、その点について御質問したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○太田議長 それでは、警察庁からよろしくお願ひいたします。

○警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当) 正木委員、御質問ありがとうございました。正木委員も御承知のとおり、今も言及されておりましたが、犯罪被害給付制度は、犯罪被害者の方やその御遺族に対し、本来、加害者がその賠償の責任を果たすべきところ、その実現が現実には極めて困難であるという実情等に鑑みて、社会連帯共助の精神に基づいて、一般財源から国が給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の軽減を図ろうとするものでございます。このように損害賠償そのものとは根本的に性質を異にするものでございます。したがって、同制度の現在の枠組みにおいて、民事の損害賠償額と同水準の給付を実現することは、現実には極めて難しいというふうに認識しております。

他方、現行の犯給制度に対しましても、生前収入のなかった場合や、いわゆる生計維持家族の方がいない場合の支給額があまりにも低過ぎるなど、給付水準のさらなる引上げを

求める声が寄せられております。そうした御意見・御要望に対応すべく、今般、算定方法の見直しによる可能な限りの引上げを検討していきたいと考えているところでございます。

どの程度の引上げが実現できるかにつきましては、まさにこれからの検討でございますが、いずれにせよ、警察庁といたしましては、スピード感を持って対応するということが極めて重要だと考えております。推進会議決定案にも検討期限を1年以内と明記させていただいているところでもございますので、できるだけスピーディーに、現行の制度の中でどれだけ引き上げられるのかということを検討していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○太田議長 ありがとうございます。正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 分かりました。ありがとうございます。

○太田議長 ありがとうございます。1番目の犯給制度についての御質問・御意見は以上でございました。

続きまして、2点目の「犯罪被害者等支援弁護士制度の創設」について、武構成員と正木構成員、お二人から御質問・御意見等を頂戴しておりますので、それぞれお願いしたいと思います。

それではまず、武構成員からお願いいたします。

○武構成員 必要に応じ関係機関との調整とありますけど、関係機関はどこのことでしょうか。それともう一つは、支援にかかる費用、どのぐらいの援助を考えているのでしょうか、教えてください。

○太田議長 法務省からお願いをいたします。

○法務省大臣官房参事官 お答えいたします。本日、構成員となっております総括審議官の上原が、急遽国会対応の関係で出席ができませんので、私、小林から御説明させていただきます。

まず、武構成員から2点ございましたうちの1つ、関係機関とはどういうところを考えているのでしょうかについてお答えいたします。制度の性質上、まさに弁護士さんにいろいろお願いするということがございますので、考えられる機関としては、日本弁護士連合会というのは当然あると思われまして、あるいは、法テラスであるとか、あとは捜査機関、裁判所などといったところの調整なども必要になってくるのかなと現在は考えております。それが1点目でございます。

あと、援助の内容を具体的にどのような形、あるいは、どの程度できるのだろうかという趣旨の御質問かと思っております。この点につきましては、これからまさに検討していくことでございますので、今の段階でこうです、ああですと具体的になかなか申し上げるのは難しいんですが、いずれにしましても、自民党からいただいた提言であるとか、また、被害者の方々、あるいは、その活動を支えられている団体の方々等からいろいろな声を頂戴しておりますので、できるだけそういった声に寄り添った形にできるよう検討をもちろん進めていきたいと思っております。

現時点でお答えできるのは以上でございます。

○太田議長 被害者支援弁護士制度について、武構成員からも一つ御質問いただいております。よろしくお願いいたします。

○武構成員 これは意見ですけど、支援に関わりたいと思ってくれる弁護士さんを増やしてほしいと思います。まだまだ少ないです。そして、そのためには、その弁護士さんたちが収入を得られるようにならないと、私は増えないと思っているので、そこも考えていただきたいです。

そして、なぜそれが必要なのかと言いますと、私たちの会の人たちの、その後の抱える苦悩を見ていて思うのですが、事件直後から、信頼できる弁護士さんがいる、いないとでは、やっぱり何か違います。信頼できていつでも相談できる弁護士さんがいることで精神的にもすごく救われているところが多く、その後の生きづらさが違うように思えます。そういう被害者に理解のある弁護士さんを増やすことをぜひ考えていただきたいです。弁護士さんによる支援が充実することを強く願っています。ありがとうございます。

○太田議長 御意見でございますけど、法務省から何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 武委員の御意見、しっかり受け止めさせていただきたいと思えます。おっしゃるとおり、しっかりサポートする弁護士がいなければ、絵に描いた餅になるということもございまして、また、その弁護士さんたちの活動の具体的内容というもの、言い方が正しいかどうか分かりませんが、やはりいろんなものを理解してそこに寄り添っていくという、そういったところの経験だとか理解の醸成というの必要なことだと考えておりますので、引き続きその辺りも意識しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○太田議長 それから、支援弁護士については、正木構成員からも御意見を頂戴しております。正木構成員、よろしくお願いいたします。

○正木構成員 それでは、ちょっと意見を私のほうから申し上げたいと思えます。

今、武構成員からもございましたけれど、この制度については、被害直後から弁護士による支援を受けられること、これが非常に重要だと思っております。特に被害届を出すのかどうかというところの相談とか、告訴についての相談、とても重要だと思っております。この点については、日弁連も強く求めてきたところです。また、今回、自民党の提言も被害直後からの支援ということを求めています。ですので、ここの始期につきましては、被害直後から支援弁護士制度の始期が始まるというような制度を、ぜひつくっていただきたいというのが意見でございます。

それから、今後は早期にこの制度を立ち上げていただきたいんですけども、その早期に立ち上げるに当たって、やはり担い手は弁護士であるということで、今まで実務者協議会で協議を重ねてまいりました。今後も、日弁連との協議は大切にして進めていっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○太田議長 この点について、法務省、何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 法務省でございます。正木委員からの御要望、御意見もしっかり受け止めさせていただきたいと思っております。

先生御承知のとおり、日弁連も入っていただいた中でいろいろ協議をしてきていることでございますし、まさに早期のというところについても、その点にフォーカスして議論などもされていると聞いてございますので、その点も踏まえてしっかりやっていきたいと思っております。

また、日弁連との協議というのは、先ほども申しましたとおり不可欠なものだと考えておりますので、引き続き協力しながらやっていければと考えております。

以上でございます。

○太田議長 正木構成員、よろしいでしょうか。

○正木構成員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○太田議長 それから、事前に御質問いただいていたわけではございませんけど、假谷構成員から1番と2番について御質問・御意見等があるようですので、今ちょうど被害者支援弁護士のことについて話が出ておりますので、まず、そちらのほう、お願いできますでしょうか。

○假谷構成員 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。今の2番のところの文言で、弁護士による継続的かつ包括的な支援というところなんですけれども、被害者のほうから見ると、これが1人の弁護士さんに全部委ねられるのかどうか。例えば、刑事と民事、メディア対応とか、それぞれの場面で得意な弁護士さんがいらっしゃると思うんですけれども、そういうふうな方に対応していただいたほうが、被害を受けた立場としてはいいのかなと感じているところなので、この包括的なというところの趣旨をちょっと説明していただければと思っております。

○太田議長 法務省からいかがでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 御質問どうもありがとうございます。

包括的だと書いている趣旨でございますが、犯罪被害者の方々が対応する必要に迫られるものというのはたくさんあるのかなと思っております。それは被害届を出すとか、あるいは捜査機関に同行するとか、あるいは今お話にあったメディアの関係の対応だとか、あるいは民事訴訟をやるとか、いろんなことが考えられるのかなと思っております。

我々が今想定しているのは、そういったものを本人に代わって弁護士が一括して対応できるようにするということです。ただ、具体的にそれが今假谷委員から御指摘のあった1人なのか2人なのかといった具体的な制度設計については、まだそこまでの議論は進んでいないところでございますので、いずれにしても、包括的にしっかり受け止めて対応できる体制をつくるという方向で、今後の議論をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○太田議長 假谷構成員、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○假谷構成員 ありがとうございます。では、そのように、また今後の議論としてお願い

いたします。

○太田議長 ちょっと私のほうからも1点追加させていただきたいと思います。今の点に関してですが、先ほど正木構成員からもありましたように、早期の段階からの弁護士の支援というのは非常に重要であると同時に、今年の12月までに施行される、昨年、刑法等一部改正で改正されました刑事収容施設法により、刑や処分が確定した後の段階での被害者の損害回復を含めた被害者支援の制度の施行が始まります。

そうしますと、そういった捜査、訴追、公判の後の刑や処分の執行段階における被害者支援ということも、かなり必要になり、ここでもやはり弁護士による専門的な支援ということが必要になってまいります。そうしますと、被害発生から刑の執行までという長期的な支援が必要になってまいりますので、そういった弁護士による長期の支援をどういう体制でやっていくのかということが問題になります。果たしてこれを1人の弁護士が担当できるのかどうかということもあろうし、期間がかなり長くなってまいりますので、そういうことも見据えて、今後、法務省のほうで検討していただければと感じた次第でございます。

假谷構成員からも一つ、1番について改めて御意見・御質問があったら頂戴できますでしょうか。

○假谷構成員 では、よろしく申し上げます。ちょっとタイミングを逸したような感じでもあるんですけど、先ほど正木先生からの御質問に対応するやり取りを聞いて、特に、その自民党のPTのほうにある給付水準のところとしては、民事訴訟における損害賠償額を見据えてという文言が入っているわけなんです。これが今回の案では入っていないんですけども、これというのは、その推進会議とか、そのほか、ほかのところに向けて、ある意味では見据えてという、この損害賠償額を見据えてというところがしっかりと残っていくようになるんですか。それとも、それがもうこの案だけで独り歩きするようになると、自民党PTの本来の趣旨である損害賠償額を見据えてというところが失われてしまうような懸念があるので、その辺の資料、または、この見据えてという部分の取扱いについて伺いしたいと思います。

○太田議長 それでは、この点、警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御質問ありがとうございました。

民事裁判の損害賠償額を見据えてという文言につきましては、御承知のとおり、自民党の提言に記載されておりますところ、先ほど正木委員からの御質問にもお答えしたように、現実には、法的な趣旨そもそもの成り立ちからして、給付制度の中でそれと同水準のものを速やかに実現するという事は非常に難しいという現実がございます。

ですので、最終的にどうかできる限り多くの額を給付できるような形に、できる限りの努力をそれも速やかにしていくという中で、相当開きがある中で、見据えるという言葉は自民党の提言の中には入っているんですけども、現実はこの期間の中で速やかに行えることを考えたときに、その額を最終的な目標とすることはあるとは思いますが、

現実にその額と同水準の額を犯給制度の中で支給していくということについては、相当の難しさがあります。

ただ、皆様の犯罪被害者の方々の思いというものはしっかりと今後も受け止めて、できる限りそれに政府全体としてどう取り組んでいけるのかということについては、引き続きしっかりと検討していきたいということは考えておりますので、その点、御承知おきいただければと思います。

以上です。

○太田議長 假谷構成員、よろしいでしょうか。

○假谷構成員 ちょっと今の御発言、私が聞き方が悪かったのかもしれませんが、民事訴訟における損害賠償額を見据えた改定というところ、いわゆるその給付水準の大幅引上げの中に含まれているんですか、いないんですか。

○太田議長 どうぞ、お願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） それに可能な限り近づけていく努力をしていくということでは含まれているというふうに言えるかと思います。そのところを御理解いただけたらと思うところでございます。

○太田議長 それでは、次の項目に移らせていただきますけども、まず、せっかくの機会でございますので、まずは、事前に頂戴した御意見・御質問等について、関係省庁から御説明をいただきますけど、それを踏まえてまた改めて、御意見・御質問等があれば頂戴したいと思いますので、その項目の御説明を官庁からいただいた後に、改めて挙手をしていただければと思います。

それでは、次の3点目の「国における司令塔機能の強化」についてですが、これにつきましては、伊藤構成員と正木構成員から質問を頂戴しております。

まず、伊藤構成員からお願いいたします。

○伊藤構成員 伊藤です。まず、この犯罪被害者等施策の一層の推進ということで、自民党のPTの提言を受けて、これだけのものを、おまとめいただいたことに、感謝したいと思います。警察庁のほうで大変だったと思います。本当に新たな展開を見据えたものになるのだろうなと思って、心強く思っております。ぜひ中身のあるものにしていただきたいと考えております。

中でも、この国における司令塔機能の強化という点ですが、被害者庁というのをかねてから被害当事者団体から要望がありましたので、そういうのをイメージしておられるのかなと思いました。この司令塔機能を強化するということが、被害者庁の創設に通じていくのか、対応するものなのか、そして、体制強化という点で具体的に書いてありますが、関係府省庁連絡会議を開催することについて、検証していくのは大変いいと思うんですけども、どの程度組織的に権限を持っておやりになっていくのか、その辺も含めて、現時点で分かっていることがあれば、教えていただきたいと思いました。よろしく申し上げます。

○太田議長 正木構成員から頂戴している御意見・御質問も非常に重なる部分が多うござ

いますので、併せてお答えさせていただくとして、正木構成員から御意見・御質問を説明していただけますでしょうか。

○正木構成員 正木です。司令塔機能の強化ということで、推進会議の決定案では、国家公安委員会・警察庁が担うとなっておりますけれども、警察庁、それから国家公安委員会で体制は十分なのかどうなのか、その辺の懸念があるので、その辺の質問をしたいということと、この場合、司令塔機能を警察庁・国家公安委員会で担うとしまして、新たに部署を設けて、その部署が担ってやっていくというような体制になるのかどうかということをお尋ねしたいということと、推進会議決定案では、その内容として、施策の進捗状況の点検・検証・評価という、後から検証とかをしていくことに重点が置かれているようです。やはり司令塔機能として積極的にやっていくためには、何かもっと積極的にこういうことをしてやりますということをやっていないと、なかなか司令塔機能とはいかないのではないかと思っております。もう少し具体的に、評価とかではなくて、もっと積極的にこういうことをやるというようなイメージがあるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

伊藤構成員からのお話とも重なるんですけれども、今申し上げたように司令塔機能を強化してもっと積極的に推進していく、リードしていくためには、やはり、犯罪被害者庁のようなものが必要となってくるのではないのでしょうか。この辺についての検討はどうされているのでしょうかというのが質問・意見でございます。よろしく願いいたします。

○太田議長 それでは、警察庁から併せてお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 伊藤委員、正木委員、両委員から御指摘いただきましたとおり、犯罪被害者の方や被害当事者団体の方々から、被害者庁の創設を求める声はこれまでも多くいただいているところでございます。犯罪被害者等施策は、御承知のとおり多くの分野に及んでおりまして、また、様々な関係機関・団体の連携が欠かせず、施策を総合的に調整していくことが必要となっております。被害者庁の創設が求められているのも、このような観点からというふうに考えております。伊藤委員から御指摘いただいたように、まさに、こういった御要望に実質的に対応するものとして、司令塔機能の強化が提言に盛り込まれたものと承知しております。

国家公安委員会・警察庁におきましては、司令塔として、施策を総合的に調整する役割を十分に果たしていくために、具体的には、先ほども言及していただきましたが、国家公安委員会委員長を議長とする関係府省庁連絡会議を開催いたしまして、施策の進捗状況につき、これまで以上にきめ細やかな点検・検証・評価を行うことなどを考えているほか、被害者の方々や様々な支援団体、関係各方面からの声にしっかりと耳を傾けて課題を把握していくとともに、必要に応じて、必要な指示だとか、または、施策全体を牽引していくということも含めて、しっかりと役割を果たしていかなければいけないと考えているところでございます。

また、現在検討中でございますが、人員の増強を含めた警察庁における体制整備につい

ても、今検討を重ねている、もう始めたところでございます。

以上でございます。

○太田議長 伊藤構成員、正木構成員、よろしいでしょうか。

この点について、假谷構成員から手が挙がっておりますので、假谷構成員、よろしくお願いたします。

○假谷構成員 今のやり取りを伺って、今我々が属しているのが犯罪被害者等施策推進会議というものですよね。これのトップって内閣総理大臣になっているので、そういう意味では、いわゆる内閣総理大臣がトップだということを明言してもよろしいんじゃないかと思いましたので、ちょっと意見として言わせていただきます。

○太田議長 それは御意見として承っておきたいと思えます。

それでは、次の4点目の「地方における途切れない支援の提供体制の強化」について、これは、和氣構成員、伊藤構成員、武構成員から御意見等をいただいております。いずれも警察庁に対するものでございますので、お三方から御説明いただいた後にまとめて警察庁から御回答いただきたいと思えます。

それではまず、和氣構成員からよろしくお願いたします。

○和氣構成員 和氣でございます。犯罪被害者等支援は人が行うものです。そのため人材育成が非常に重要になります。人材育成には資金が必要となりますが、人材育成をしている民間の被害者支援センターや、全国被害者支援ネットワークでは、非常に財政的に困窮しております。こちらに対する国の財政支援含めて検討をぜひぜひお願したいです。

なぜかといいますと、私も犯罪被害者です。犯罪被害者等は一生被害者で被害者をやめることできませんので長期にわたって支援を必要としています。被害者をやめることができれば幸せ者です。被害者の立場としては、この20年間様々な制度や法律が策定されました。しかし、被害者にはどこからも情報が来ないのが現状です。その情報提供ですとか、黒子になって側面で付添い支援に当たっている方々が必要になります。被害者独自では関係機関にアクセスすることはハードルが高いです。この民間の支援センターや全国被害者支援ネットワークは、全国どこで被害者になっても同じ支援を途切れなく提供できるよう活動しています。

このような人材をどんどん増やしていかなければ被害者の支援はできないです。幾ら様々な政策とか法律が策定されても必要としている被害者のもとに届いていないのが現状ですから、それを被害者のもとに届けて一緒に寄り添って動いてあげられる人材を育てる必要があるのだと思えます。

ぜひそういう方々が育つ体制づくり、これも重要だと思えますので、ぜひ御検討いただきたいと思えます。

○太田議長 ありがとうございます。それでは、続きまして、伊藤構成員からお願いたします。

○伊藤構成員 伊藤です。この4番の地方における途切れない支援の提供体制の強化につ

いて、今、民間支援団体の話もありましたが、この地方公共団体というところを書かれていますところに関しまして、地方公共団体における対応窓口の機能強化は喫緊の課題であると思っております。そのためにやはりこの対応窓口に、かねてから言われていますが、専門職配置を一層推進すること、それから、コーディネーター的な役割が果たせる人を置くというのにも必要になってきていると思うんです。

この点を何とか制度化することによって確実に推進できないかと考えています。必要性は十分分かっているんだけど、実際進んでいないという現状を踏まえると、専門職やコーディネーター配置を制度化するなり、何らかの強固な方策が必要なのではないかなと思いますので、その辺の御意見を伺えたらと思います。よろしくお願ひします。

○太田議長 ありがとうございます。それでは、武構成員、お願いいたします。

○武構成員 被害者の人たちが救いを求めて何か所かに連絡を入れるのですが、自分に合ったところがどこなのかが分からないという声があって、とても苦労しているんです。だから、簡単に言いますと、まず、ここは被害者の人たちのための窓口なので安心して大丈夫ですよという取りまとめの場所が欲しいです。被害者がそこに連絡を入れると、安心して話せて、そして、それをまずしっかり受け止めてもらえることが大切になります。それからその被害者に必要な支援と一緒に考えて一緒に整理していく、そして、その人にその被害者に必要な支援と一緒に考えてもらって、それから必要な窓口にもバトンタッチをするようになる、そんな連携のしっかりした窓口をつくっていただきたいなと思います。

今現在は、私のところに電話をかけてくる被害者の人たちはとても戸惑っておられるし、とても苦労しています。それと被害者が相談したいと思う時期が違うことも知っています。先ほど、被害者弁護士制度のことでもありましたけど、事件直後というのは、皆さん、割と分かっておられると思うのですが、数年後になって何かのしるしをしなければならぬ時があり、そこでも相談が必要になります。例えば、私たちの場合では、少年犯罪なので仮出所が早いんですけど、数年後にそのための書類が届き、それに対しての意見や想いを書かなければいけない時があります。そこでまた、戸惑うんです。書類が来るだけで、事件直後の精神状態に戻ることや加害者が社会に戻ってくる現状を受け止められないことで精神状態が悪くなります。1人で抱えるのはとても大変なので、そんなときにすぐに相談できるかということ、なかなか窓口がないのが現状です。

例えば、事件直後には、被害者支援センターが関わってくださったとしても、数年空いたときにまたそこに電話をして、果たして相談に乗ってくれるかということ、その当時の相談員の方たちが変わっていたり、信頼できてお世話になった人がもうおられなかったりして、相談できないこともありました。

それから、加害者が出所したときのことで、私たちであれば、数年で出所する、長ければ十数年で出所するんですけど、そのときに加害者との対応がすごく大変になります。謝罪がないことや損害賠償金不払いの問題です。そのときもまた、相談をしたい窓口を探さずには、被害者支援センターに相談してみるのですが、民事のことでは相談に

乗れないということだったので、駄目でした。だったらどこに電話をしたらいいのか分からなくなってしまい、そこからまた、新たな苦悩が始まることになるのです。

この被害者弁護士制度ができたなら、新たな苦悩が少しはなくなるのではないのでしょうか。しっかりとした体制をつくっていただきたいと思います。

○太田議長 よろしいでしょうか。今のお三方からの質問、御意見について警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御質問・御意見ありがとうございました。

今、武委員から御指摘いただいた点は、まさにワンストップサービスをいかに実現していくかということかと捉えております。また、後半の被害に遭われた後のどのような段階でも、しっかりとサービスを受けられる、どこの窓口かが分かると、被害者の方々の負担をいかに軽くしながら、支援サービスを途切れなく終わりなく届けていくかということについては、我々も非常に大きな課題だというふうに考えております。

また、和氣委員から御意見いただいた、民間支援団体を含めた支援者の人材育成、そしてまた、伊藤委員から御意見いただきました、地方公共団体の総合的対応窓口における専門職やコーディネーターの配置という課題につきましては、ワンストップサービスの実現に向けた検討を行うに当たりまして、いずれも非常に重要な点と考えております。

この4つ目の課題、地方における途切れない支援の提供体制の強化につきましては、本専門委員等会議において、しっかりと皆様の御意見をいただいて、その上で施策を策定し、そして実現に結びつけていきたいと考えておりますので、今後、皆様の自由な議論を期待しつつ、皆様の御協力よろしくをお願いいたします。いただいた御意見を含めて、支援体制の強化に向けて、地域の実情に応じながら、どのような支援体制が考えられるのか、また、国においてどのような支援ができるのか、様々な角度から検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございました。武構成員の最後の刑事施設からの仮釈放時及び仮退院時の相談先とか対応についてですが、これはおそらく法務省の所管事項にもなってくると思いますけど、これについて、法務省から何かございましたらお願いいたします。

○法務省大臣官房参事官 武委員からの御指摘でございますけど、仮釈放なり出所してく際のいろんな対応ということでございました。

先ほど太田先生からもお話あったとおり、被害者の視点を取り入れた矯正処遇、更生保護の処遇というのを今後やっていくことになっておりますし、その辺りも、法務省としては関心を持って臨まなければならないことだと考えております。

先ほどの被害者の方々が相談にどうやってアクセスすればいいだろうかという御指摘の話だったかと思いますが、まさにワンストップサービスを目指した支援窓口等ができるようであれば、そこから、例えば、我々がこれからつくろうとしている犯罪被害者支援弁

護士というものがしっかりできるようになれば、そこにつないでもらうということなんかも考えられると思いますので、いずれにしても、そのような被害者弁護支援の終期、終わりをどのように考えていくのか。先ほど始まりの始期についても御指摘あったんですけど、そこも、我々、どのようにしていくのがいいのかというのを今後考えていきたいと思っていますので、今いただいた被害者の方々が置かれている実情というのをしっかり受け止めて、そこを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。今の警察庁及び法務省から御説明に対して、和氣構成員と武構成員、よろしいでしょうか。もしくは、これ以外にこの4番目の地方における途切れない支援の提供体制について、何か補足的に御意見・御質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、5番目の項目に移りたいと思います。「犯罪被害者等のための制度の拡充等」について、これについては、武構成員、正木構成員からまずお願いいたします。

武構成員からお願いできますでしょうか。

○武構成員 社会保障とか社会福祉制度などが利用できるということを知らない被害者の人が圧倒的に多いと思います。私も知りませんでした。だから、何ができるのか、例を挙げるといえるのか、きちんと分かりやすい例を挙げながら、こういうことができますという説明、そういう周知をしっかりとしてほしいと思いました。

それから、被害者に理解がある医療機関をまず増やしてほしいということもありますし、そして、どこにどんな医療機関があるのかをしっかりと被害者の方に教えてもらいたいです。お願いします。

○太田議長 正木構成員のほうは専ら教育の話になりますので、まず、武構成員の御意見・御質問等に対して、厚生労働省からお願いできますでしょうか。

○厚生労働省政策統括官付政策統括室長補佐 厚生労働省です。御意見ありがとうございます。厚生労働省においては、医療、生活保護、年金など被害者の方々に御利用いただける様々な制度を所管しておりますけれども、今、委員にいただいた御意見のとおり、また、自民党の提言のほうでも御指摘いただいておりますが、十分認知されていないというお声もいただいておりますので、これらの制度について、被害者の方々が円滑に利用できるように、関係機関に通知を発出するなど周知してまいりたいと考えております。

また、被害者に理解がある医療機関を増やしてほしい、また、被害者の方に教えてほしいという御意見についてですけれども、現在は、犯罪被害者等の方の心のケアへの取組としまして、医師や保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象に研修を行っております。具体的には、トラウマに対する心のケアを実践することができる人材を育成するためのPTSD対策専門研修、また、家庭内暴力や児童虐待等による児童思春期の心の問題に対応することができる専門性の高い人材を養成する思春期精神保健研修といったものを実施しております。また、病院等の医療機関の医療機器に関する情報を提供する制度としまして、

医療機器の情報提供制度を運用しておりまして、例えば、PTSD等の疾病の治療に対応できる医療機関を検索することが可能となっておりますので、引き続き、これについては周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。武構成員、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、正木構成員からお願いいたします。

○正木構成員 正木です。施策につきまして、自民党のPTのほうからいろいろ言われているんですけども、そこでちょっと私が関心を持ったのが教育関係でございまして、そこで高等教育の修学支援の新制度をとというのがあります。現在、犯罪被害に遭われた方ないしはその御家族の方、やはり高等教育、大学に行けなくなるとか大学をやめなければならなくなったという例がたくさんありますので、その辺の支援は、ここに修学支援は書いてありますが、ぜひ新制度の検討をお願いしたいということです。

ここには言及がないんですけども、小中段階における修学の支援なんですけど、小中段階でも、やはり犯罪被害に遭われた方、その御家族、御兄弟の方が学校に一時行けなくなるというのはよくあることだと思うんです。そういう児童生徒が、やっぱり学校の授業に遅れないようにしてあげるといことはとても大切なことだと思います。そのためには、家庭教師を派遣したりとか、教育を受ける権利を後押しするためにいろいろな制度が必要だと思うんです。そのような教育を受ける権利を保障するためのシステムと申しますか、家庭教師を派遣するというのをぜひ検討していただきたい。このように考えておりますので、ぜひこの辺の検討も自民党のPTには、特に言及はないんですけども、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○太田議長 ありがとうございます。私からも文科省に対して2点ばかり意見を出させていただいております、うち1点が今の正木構成員の内容とかなり重なっておりますので、同時に意見を述べさせていただいて、それで後からまとめて文科省に御回答いただきたいと思っております。

今の正木構成員と全く同じでございまして、一家の生計主体者が死亡したり、重い障害とか重傷を負うなどして就労できなくなった結果、収入が途絶えて、その結果、子供が進学を諦めざるを得ないというような状況がなくなるように、国または地方公共団体による犯罪被害者に特化した、一般の奨学金ではない、犯罪被害者に特化した奨学金というものを整備すべきであると考えております。

また、今の話は、経済的な側面ですけども、親とかそれから兄弟姉妹が犯罪被害を受けた場合に、子供とかもしくはその他の兄弟姉妹が大きな精神的な被害を受けているにもかかわらず、小中高における支援体制はかなり貧弱な状況であります。

心理の専門家であるはずのスクールカウンセラーも、犯罪被害の実態とかその支援についてはほとんど知らないことが多いわけでありまして、全ての学校に配置されているわけでもありません。学校における被害者とか被害者遺族としての支援体制を整備することに

加えて、例えば、教員の被害者支援の研修を義務化するとか、ただでさえ忙しい教員にさらに義務を課してもいけないんですが、そういった研修を義務化するとか、もしくは、被害者支援の担当教員の制度を設けて、学校ごとにそれを指定する、もしくは、指名するという制度をつくるとか、それから、スクールカウンセラーの被害者支援関連の研修制度を設けるなどして、被害者支援に精通したようなスクールカウンセラーを配置するようすべきであると考えております。

以上、正木構成員及び私からの意見・質問等に対して、文部科学省からいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○文部科学省大臣官房政策課課長補佐・税制専門官 ただいま御質問いただきました、まず、お子さんが経済的理由から進学を諦めなくていい、犯罪被害者に特化した奨学金制度を整備すべきであるという御質問だったと思いますけれども、文部科学省が所管しております小中段階における経済的支援制度、また、高校段階における経済的支援制度、高等教育の修学支援新制度などの制度を運用しておりますけれども、これらの制度につきましては、家計急変により支援を必要とされる犯罪被害者の皆様等も御活用いただけるものとなっておりますので、こちらの制度について改めて利用できるという周知する通知を发出することを検討している段階でございます。

続きまして、正木委員御質問の2点目です。特に、義務教育段階において犯罪被害者の方、また、その御兄弟、姉妹の方が学校に行けなくなった場合に、遅れが生じないようにするための制度ということですが、特にその義務教育段階においても学びを継続することは極めて重要であると考えております。

文部科学省では、このような犯罪被害者の方のお子さん等を含め、学校での学びを継続することが困難なお子さんに対しては教育支援センターの支援の強化等を促進しているところです。児童生徒御本人の方だけでなく、保護者の方への支援、また子供たちが様々な学びの場につながるができるよう、その地域の拠点となるよう求めているところです。

また、お子さんが自宅においてその学校の授業のオンライン等を活用した学習活動を行う場合においても、現在は、出席扱いとすることができるようになるなどして、多様な学びの場の確保を促進しているところでございますので、このような取組を通して、子供たちが学び続けられるような環境の整備を引き続き進めてまいりたいと思っております。

最後、太田先生からの御質問の2点目、スクールカウンセラー等に対して、例えば、その被災者支援関連の研修などを設ける、通して被害者支援に精通したスクールカウンセラーを配置するようすべきであるという御質問ですが、困難を抱えるそのお子さんたちがその周囲に助けを求めることができないことは問題であると思っておりますので、周囲に遠慮なく相談することができる環境を整えていくことが重要であると認識しております。

文部科学省においては、スクールカウンセラー等を効果的に活用したその事例をまとめた事例集を毎年度作成しておりますので、そこでその周知をし合っているところです。その

中においては、犯罪被害者への二次被害の防止に向けた講義が行われた事例も掲載しているところ。また、スクールカウンセラーの研修に関する予算も計上しているところですので、犯罪被害も含めて、様々な課題を抱える児童生徒の支援のために必要な研修の実施を引き続き促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○太田議長 ありがとうございます。正木構成員からよろしいでしょうか。

○正木構成員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。全体的な支援制度の中で、犯罪被害者関係者というのもよく分かるんですけども、やはり、犯罪被害に遭われた方の兄弟、御本人等はやっぱりちょっと特殊な事情があるかと思ひますので、それに特化した制度も今後検討していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○太田議長 ありがとうございます。今の犯罪被害もそうですし、いじめの中には犯罪被害のものもあるわけでありませうけども、それ以外のいじめも含めて、そういったものがきちんと学校でスクールカウンセラー等に拾い上げられているかという、そういったことがないことも非常に多いので、果たして待っているだけでいいのかという問題意識を持って、研修なり制度を検討していただければと思ひております。それから、最近でも、奨学金制度があるはずなのに進学を諦めた御遺族の話は伺ったことがありますので、何でも既存の制度があるからいいというわけでも必ずしもありません。既存の要件では十分でない場合もあるということも含めて、見直しをしていただければと思ひております。

それでは、次、伊藤構成員から警察庁に対する御意見がございませうので、伊藤構成員、よろしくお願ひいたします。

○伊藤構成員 今、文科省の話が出たんですけど、ちょっとだけお話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

というのは、今スクールカウンセラーという話が出ましたけれど、私は社会福祉が専門なので、スクールソーシャルワーカー、その役割も非常に大きいと思ひております。実は、最近スクールソーシャルワーカーのお仕事を長年された方と話す機会があつて、その方によると、学校では、犯罪被害への対応なんてほとんど勉強もしていないし、対応できていないと思ひますよという話でした。

ちょっと驚きました。今お話を伺っていると、文科省としては、そういうスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに対する研修内容を充実させているというお話でした。そして、そういう事例集も作っているというお話でしたけれども、どうも犯罪被害というのは二次被害を防ぐためにとか、その辺の話なので、そうではなくて、まず、児童生徒が犯罪被害に遭った場合、どう学校として対応するか、しなくてはならないか。担任教諭はもちろんですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の人も置くようになったわけなので、その辺をもっと充実させていくというのが、まさに文科省において、リーダーシップを取ってやっていただけることなのかなと思ひます。今申し上げたみたいに、犯罪被害に対する研修がほとんど行われていないというのが実情

ではないかと思しますので、ぜひ検討いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○太田議長 先に文科省からお答えいただきましようか、追加で何かございましたらお願ひいたします。

○文部科学省大臣官房政策課課長補佐・税制専門官 文部科学省でございます。今、伊藤委員からいただきましたその御意見、被害に遭ったその児童生徒に対する直接的なその支援をどうやって対応すればいいのかということについても、しっかりと文部科学省のほうで検討を進めてまいりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○伊藤構成員 よろしくお願ひいたします。

○太田議長 それでは、伊藤構成員から警察庁に対する御意見をお願ひできますでしょうか。

○伊藤構成員 5番の点です。被害者等が利用できる医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障とか社会保障制度を周知することは、支援者側にとっても重要です。今までそうした諸制度とかサービスを支援現場において十分に把握できていなかったために、その利用に結びつかなかったケースが多々あったと思ひられます。そうした各種制度やサービスに関する情報を提供するポータルサイトのようなものを開設していただけないかというのが私の提案です。広範にわたりますので、そういった諸制度とかサービスについて検索できて中身を知れるというのは大変重要なので、そういうポータルサイトというのは、例えば、再犯防止に関してはつくっている自治体があります。そうしたものを参考にさせていただいて、ぜひ被害者支援における情報提供、検索機能・情報発信機能を備えた充実したものをつくっていただけたらと思ひます。

これがまさに「DX推進」ともつながっていきますので、かなり専門的な知識も必要だし、お金もかかることかと思ひますが、通知を发出するとか周知するというのは、アナログ的な感じがしますので、それをさらに推進させるためにはポータルサイトのようなものもぜひ御検討いただきたいと思ひています。よろしくお願ひします。

○太田議長 警察庁からお願ひいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 御意見ありがとうございました。DXの活用につきましては、支援の提供体制の強化の中で検討していきたいと考えておりまして、被害者の方々の負担の軽減、そして支援側、行政側の効率化、合理化ということも含めて、先進技術の導入をしっかりと検討していきたいと考えております。

また、御紹介いただきました再犯防止に関するポータルサイトにつきましては、私も拝見いたしました、非常に充実した仕様にもなっているなと感じたところでございます。これらも参考に、犯罪被害者の方々が円滑に支援を受けることができるようにするためにどのようなことができるのか、皆様のお知恵を借りながら検討を進めていきたいと考えております。

○太田議長 あと、お二方から、以上の5つ以外の項目について御質問・御意見等を頂戴しております。

まず、1つは、損害回復や経済的支援との関連で、武構成員から御意見を頂戴しております。武構成員、よろしく願いいたします。

○武構成員 ありがとうございます。今回の推進会議決定(案)には入りませんでした、私たちの会からお願いがあります。

私たちの会では、謝罪と損害賠償についてのアンケートを取りました。そして、それを要望書にまとめて、今年の3月28日に自民党PT、議員連盟、警察庁、法務省にそれを提出したんです。

その内容としましては、犯罪被害者等基本計画に書かれている損害賠償の援助ということで、損害賠償金を国が立替払いをして、その後、加害者からしっかり回収する。このことは多くの被害者が望んでいることなので、後回しにしないで、絶対にこの先取り組んでいただきたいと願っています。

この話をする、すぐに犯罪被害者等給付金の話になってしまいます。そこに損害賠償金の金額を踏まえてという自民党の案がありましたが、私たちが望んでいるのは、犯罪被害者等給付金に、民事裁判で勝訴した損害賠償金のことを盛り込んでほしいわけではないです。やっぱり加害者から回収するべきだと思っています。責任を感じさせるためでもあるし、やっぱり痛みを感じるためでもあるので、国がそれを立替払いして、しっかり回収してほしい、加害者から回収してほしいなと願っています。いつも言われることは、その加害者には資材がない、お金がないから払えないから無理だということを最初に言われるんですが、私はそうではないと思っています。幾らでもいいので、国だったら税金とかいろいろ回収できる方法があると思うので、それを考えてほしいと強く願っています。

それともう一つ、私は、いろんな会議に出席したとき、いろんな要望書を書いて、それを提出するときいつも感じていることがあります。こんなことに困っている、こんなことが大変です、国は、何もできていないですとこちらからのお願いばかりを言ったり書いているわけですが、でも助かっていることもあるのです。私は、息子の事件から27年目になるんですけど、その当時から比べると本当に被害者の人たちはたくさん助かっています。感謝をしている人もたくさんいます。まだまだ足りないことはもちろんあるんですけど、助かっていることもあるのは事実です。だから、私がいつも思うのは、制度を使った人、支援を受けた人がこんなことが良かったという被害者の声を返せるようになってほしいなと思います。

それはどんな形か分かりませんが、支援している側の人たちも人なので、やっぱり自分たちが何をしているかをもっと感じられないといけないと思うし、被害者に本当に役に立っているのかを感じられないことが多いと思うので、支援された側の私たちがこんなことが良かった、とても助かったとか、感謝しているとかそういうことを返せるような機会をもうちょっと増やしたほうがいいのではないかなと思います。それでないと、支援する側の人たちが被害者のことは、しんどいとか、これは難しいとか面倒やなどか思ってしまいがちです。そういう思いをしながら支援はしてほしいし、できません。そし

て、一番悲しいことは、誰かがするだろうから自分は被害者支援にかかわるのはやめようと思われることです。だから、被害者は助かっているんだって、これが遺族の力になっている、被害者の力になっているって、少しでも感じられるようになってほしいのです。そういうこちらからの声、それがもうちょっと伝わるような方法を考えていただきたいです。ありがとうございました。

○太田議長 ありがとうございます。警察庁、いかがでしょうか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 武委員から御指摘いただきました加害者の損害賠償責任の実現ということにつきましては、もうずっと従前より非常に重要な課題であると認識しているところでございます。警察庁としては、引き続き関係省庁と連携しながら、第4次計画や今般の推進会議決定に盛り込む様々な施策を実現推進していくということを通じて、まずは犯罪被害者等施策の一層の充実を図っていきたいと考えております。しかし、先ほどおっしゃったこの大きな課題、本当に重要な課題であるということは重く認識しておりますので、これについても我々政府一体となってしっかりと考えていきたいというふうには考えております。

また、後段で御指摘いただいた被害者の方々の、言ってみれば、支援側に対する様々な感謝の声だとかということにつきましては、私も非常に重要なところだと考えております。実際、支援の現場で、被害者の方々に寄り添って様々な活動をしている警察官、警察職員が心からうれしいと思うのは、被害者の方々から、あなたがいてくれたからと、本当にありがとうという言葉をかけてもらったときだということについては、我々も共有しているところでございます。

ただ、被害者の方々のプライバシーにも極力配慮してということがありますので、どの事件のどの被害者の方々からどういう声が届いたということについては、ほかの方に分からないようにするという配慮は極めて重要なところだとも思っております。被害者の方々の声、特に、感謝の声をもしいただけた場合には、それをしっかりとまたフィードバックしていく、または、個別の事案について伝えていくというようなことについても、今後努力していくべき部分があると考えているところでございます。貴重な御意見ありがとうございました。

○太田議長 損害賠償について、法務省も関係してくると思いますけど、法務省から何かございますでしょうか。

○法務省大臣官房参事官 法務省です。武委員の御要望というのはしっかり受け止めさせていただきたいと考えております。今般の推進会議の決定にも盛り込まれる施策の検討や実現など、政府全体で新しい取組も進めていくということも予定されているところでございますので、そのような取組なども通じながら、委員の御要望も踏まえながら、引き続き、政府全体で、犯罪被害者施策のさらなる推進というのを取り組んでいく必要があるんだろうと、我々も考えているところでございます。

また、武委員から、被害者の声を聞く、足りていない、足りていないということだけで

はなくて、こんなことが助かっているんだという声なども届けられる機会というお話があったかと思います。我々も、実際に被害に苦しまれる当事者の方、それから、その御家族の方、そして、そういった方々の支援をされている方などの声に耳を傾けながら、犯罪被害者等施策というのは進めていくべきものだという事は変わらぬ気持ちでございますので、そんな気持ちを持った上で引き続き取り組んでいきたいというところは変わりませんので、また、今後とも御指導よろしくお願ひできればと考えております。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。伊藤構成員が最近公刊されました被害者の声をまとめた損害回復についての資料もございますので、こういったものも御参考にしていただければと思います。

それでは、全般的なことに関して前田構成員から御質問・御意見を頂戴しております。前田構成員、よろしくお願ひいたします。

○前田構成員 今日皆様いろいろな意見を聞かせてもらって大変勉強になりました。私がいざ実際臨床の場でよく感じていることが、よく本当に皆様がおっしゃっていただいたと思っています。

なかんずく、今回の自民党のPT案もそうなんですけども、特に、やっぱり経済的な支援、生活面への支援というのはかなり強く打ち出されていて、非常に重要なポイントが、そこに通底してあるものとしては、自然災害の被災者と同様にといいることがよく使われていて、それも本当に臨床の場でも思います。

先ほど厚労省からも説明があったんですけども、実際、なかなか先進医療の現場で精神科医、心理士なんかは犯罪被害者の問題に関わることは嫌がるんですね。大変なのでどうしていいかわからない、怖いというのがちょっとあって、おじけづいてしまうのが非常に困っているんです。そうすると、当然もう特定の医療機関だけに集中してしまうということが起こってきて、私も今そんな感じなんですけども、しかし、実際は、医学部の講義の中で、私もしていますが、通常は犯罪被害者が語られることはあまりないので、本当にそういう意味では武さんがおっしゃったことというのは、すごく身に染みてこたえます。

今日の議論で思ったのが、基本的には、被害者の支援は、自然災害の被災者もそうなんですけども、やっぱり現場に行き、困ったら来てくださって、なかなか来れないので、やっぱり、被災者の、被害者の方の御自宅に行ったりとか、そして一緒に話をしていくという、アウトリーチと言いますが、非常に重要なんですけど、なかなか病院、医療の中では、そういったことがあちこちのいろんな支援機関に出向いて説明をして回るとか、学校に行くとか警察に行くとかそれは難しいんです。なので、やっぱり、犯罪被害者支援センターが非常に重要だと思いますし、私も今も犯罪被害者支援センターの方々と一緒にアウトリーチをやってもらったりとか、精神科医としてやることはこちらでやるとか、すみ分けているんですけども、そういうアウトリーチをすることの大事さを現場に行かなさ

やいけないなど、そして、ネットワークをつくらなきゃいけないんだというようなことをやっぱり教育としても本当にやっていかなきゃいけないと思うんです。昔と違って、幸いなことに自然災害だとアウトリーチを行うということはもうかなり根づいてきましたので、もう少し犯罪被害者の方も、自然災害の被災者と同様、あるいは、本当に実態から言うとそれ以上にひどいんです。ですから、そういった実態があるということを学んでもらって、アウトリーチできる体制をつくっていきたいと思っています。

そう思うと、今日、伊藤先生が来られていますけど、実は、PTSDの治療という、精神科医か心理士かになるんですけども、実は、ソーシャルワーカーが非常に重要でして、これだけ制度を拡充するというのは非常に大事なことなんです。ですけども、これをある一人の人が全部するのはとてもできないので、やっぱり、そこを情報収集してくれたりとか、いろいろ橋渡し機能を持つようなワーカーさんというのは非常に重要なんですけども、残念ながら、ワーカーさんもほとんど犯罪被害者の支援をやったことない人ばかりなんです。ですから、その辺りをどうつくっていくかというのが非常に大きな課題。本当に特に今日の最後のところの生活面の支援の拡充というのは重要なテーマですけど、それをやっていくにはそれを支えるような人材育成といいますか、それが非常に重要だと思います。具体的には、学校の教育であるとか、それから犯罪被害者支援センターの充実だとか、そういうことをやって人材を確保していかないと、なかなかうたい文句だけで終わってしまうんじゃないかなというのをちょっと感じました。

ちょっと漠然としていますけども、感想めいてしまいましたけれども、私の意見です。

○太田議長 ありがとうございます。支援体制、支援アプローチということで、これは警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 前田先生、貴重な御意見ありがとうございます。

個々の被害者の方々に対して、まさにアウトリーチ、支援の手を差し伸べていくというアプローチ、非常に重要なところだと我々も感じております。特に、被害直後で、大変な混乱の中にある被害者の方々、どこに行けばいいのか、何をやればいいのか分からない方々に、まず被害直後に最初に接するのは警察官、警察職員であることが多いかと思っておりますけれども、その人たちによってしっかりと支援の手をまず差し伸べていく、そして、自分たち被害者の方々が社会から忘れられていない、自分たちには寄り添ってくれる、ずっと寄り添い続けてくれる人、また組織があるんだと感じていただけるような体制をつくっていく、仕組みにしていくということは非常に重要なところだと感じておりますので、今回いただいたこのような御意見、そして、この提言を受けての取組ということを通じて今できること、速やかにできることということをまず念頭に置きながら取り組んでいきたいと考えております。貴重な御意見ありがとうございました。

○太田議長 時間も過ぎてしまっております。あらかじめ頂戴した御質問・御意見等は以上でございますけども、せっかくの機会でございますので、そのほか、どうしてもこの場

でという御質問・御意見等があれば伺いたいと思いますけども、いかがでございましょうか。

假谷構成員、お願いいたします。

○假谷構成員 発言の機会ありがとうございます。やはり我々被害者としての一番の要望というのは、やっぱり1番に関わっているものでありまして、先ほど佐野委員とのやり取りの中でも、ちょっと不安になってきているところです。例えば、今回の自民党プロジェクトの提言については、5月25日の日に、推進会議の会長であります内閣総理大臣のほうに渡されておりますよね。その中で、内閣総理大臣のほうからもしっかりと取り組むと発言があったというふうに聞いております。そういう中で、やはり損害賠償額を見据えたというところがなかなか非現実的だというような、ちょっと後退したような発言と私は聞こえたんですけども、その辺のいわゆるこれからの取組の姿勢とか、その取組の方法とかそういう部分についてはいかがなものでしょうか。

○太田議長 警察庁、お願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 後退したと聞こえるような御説明を差し上げてしまったことについては、本当に申し訳なく思っております。

損害賠償額というのが、例えば何億円という額にもわたるようなものも少なくないと考えておりますところ、犯罪被害給付制度を、現制度の中でまた趣旨を変えずに、このスピード感を持って変えると、できる限り引き上げていくということが、今与えられている課題だと我々は認識しておりまして、これを何億円という単位で被害者の方々に犯給制度の中で給付していくということにつきましては、恐らくそれが非常に難しいというような趣旨で申し上げたものでございます。

ただ、最終的に、皆様のそういった御要望、本当に切実な思いというものについては、私たちが重く受け止めておりますので、我々も、それをゴールにして、政府全体で取り組んでいきたいという思いでございます。その点の御理解をいただけたらと思います。

○太田議長 それでは、今日御発言いただいている方でも何かございましたら、簡潔にお願いできればと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、もし何かさらに御質問・御意見等ございましたら、事務局に御連絡いただければ、それを踏まえて、また、今後の検討に活かしてまいりたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

警察庁から、今後の予定等について、お願いをいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 今後は、先ほども申し上げましたように、近日中、犯罪被害者等施策推進会議において決定がなされるという見込みでございます。

その後、先ほど申し上げましたようなタイムスケジュール、それぞれの項目について何年以内はどこにおいて検討を行い、施策を実現していくと、そういった内容を受け止めて、各省庁に推進会議決定をもって宿題が与えられたという形になりますので、それぞれ

において検討を速やかに行っていて、施策を実現していくという運びになっていくと考えております。

そして、先ほど言ったことと重なりますけれども、4つ目の項目、途切れのない支援の部分につきましては、この専門委員等会議において皆様の御意見を賜りながらしっかりと施策を策定し、実現に結びつけていきたいと考えておりますので、お忙しい中、非常に恐縮ではございますけれども、また議論を重ねて会議を開催させていただければと思っておりますので、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○太田議長 ありがとうございます。

それでは最後に、事務局から連絡がありましたらお願いをいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 次回の会議等につきましては、日程等改めて御連絡させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○太田議長 それでは、これをもちまして、第41回基本計画策定・推進専門員等会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。